

福祉避難所について

福祉避難所とは

高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱者などのうち、避難所生活において特別な配慮を必要とする方を対象とした避難所で、次の基準を満たすもの。

- 1) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- 3) 災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

本市では、平成22年10月に「災害時に要避難者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定」に関する調印式を実施（当時22事業所）。現在は、37事業所と協定している。

現行の取り決めでは、身の安全の確保を最優先とし、一旦、指定緊急避難場所や指定避難所に避難いただいた後、災害が発生した後に、必要に応じて福祉避難所を開設し、移動いただく流れとなっている。

【参考】本市における福祉避難所数（令和4年6月末現在）

	水口	土山	甲賀	甲南	信楽	計
介護保険サービス事業所	8	3	5	4	3	23
障がいサービス事業所	4	1	0	2	3	10
その他事業所	0	1	0	2	1	4
計	12	5	5	8	7	37

福祉避難所制度の主な改正点

《改定の経緯》 令和2年12月「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」の提言にて、障がい等により福祉避難所ではない一般の避難所での生活に困難が伴うため避難が難しい場合があるという課題が指摘されたことを受け、指定福祉避難所の指定により、災害時の直接避難等を促進し、要配慮者の支援の強化を図ることを目的に、令和3年5月に「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が施行された。

《内閣府「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の主な改定内容》

○指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示（災害対策基本法施行規則の改正に伴う措置）

- ・指定避難所について、指定福祉避難所を指定一般避難所と分けて指定し、公示する。
- ・指定福祉避難所の受入対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示できる制度を創設

→ 受入を想定していない被災者が避難してくる懸念に対応し、指定福祉避難所の指定促進を図る。

○指定福祉避難所への直接の避難の促進

甲賀市における取組み

本市においても、現在、協定等により確保している福祉避難所を、①「指定福祉避難所」と②「協定福祉避難所」(現行)に区分し、①の「指定福祉避難所」については、事前に受入対象者を調整し、人的物的体制の整備を図ることで、災害時に福祉避難所への直接避難を進めることとする。

併せて、必要に応じて福祉避難所を開設していただける事業所の確保に努めることとする。

	① 「指定福祉避難所」	② 「協定福祉避難所」(現行)
対象者	市が特定した要配慮者等 ・当該施設のサービス利用者 ・当該施設周辺に居住する要配慮者 ・要配慮者の介護者等(1名につき1名程度)	一般の避難所等に避難したもののうち、特に配慮が必要と判断された方とその介護者等
開設のタイミング	発災前後で、受け入れ準備ができ次第開設	災害発生後、必要に応じ順次開設
避難方法	直接避難または移送	一般の避難所等に避難した後、福祉避難所の対象者として振り分け後に移送
費用負担	運営に要する費用は市が負担	

【参考】今後のスケジュール

令和4年7月 福祉避難所として協定している事業所等との調整

8月 指定福祉避難所の指定(公示)